学校いじめ防止基本方針

鳴門教育大学附属小学校

令和５年４月

１ いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1)　教育活動全体を通じ，全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し，児童の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

※いじめの定義

【平成 25 年「いじめ防止対策推進法」第二条（定義）より】
　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの態様

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
② 仲間はずし、集団による無視をされる。
③ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④ 金品をたかられる。
⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑦ インターネット掲示板、SNS 等、誹謗中傷やいやなことをされる。

(2)　いじめはどの子供にも起こりうる，どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ，児童の尊厳が守られ，児童をいじめに向かわせないための未然防止に，全ての教職員が取り組む。

(3)　ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知する。

(4)　発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害児童を守りぬくとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。

※いじめに関する４つの共通認識

　教職員がもつべきいじめ問題について、以下の①～④を共通認識とする。
① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
② いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
③ いじめられている子どもを必ず守り通す。
④ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷することは犯罪行為である。

(5)　より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と家庭，地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6)　いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，こども女性相談センター等）との適切な連携を図るとともに，平素から，学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

管理職や主幹教諭，生活指導研究部長，人権教育研究部長，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。また，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する大学教職員等の助言を得る。

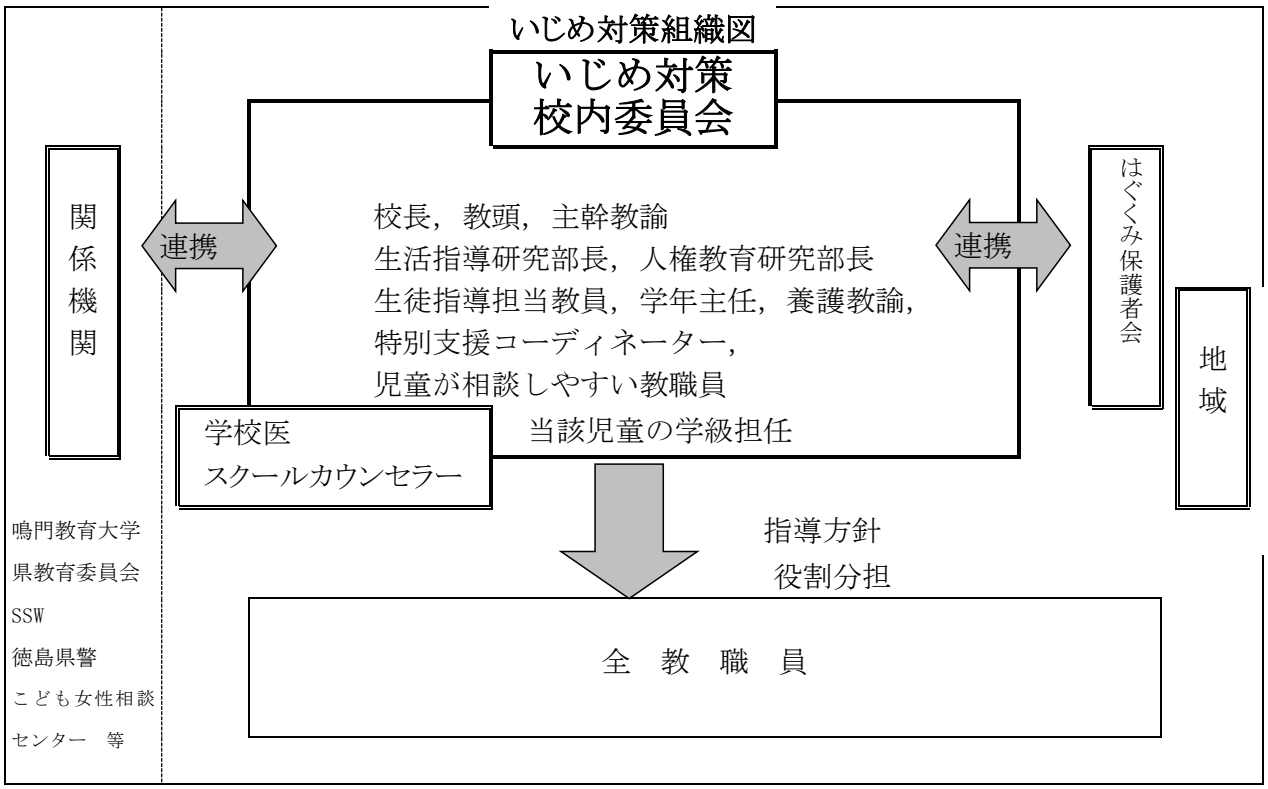

(2) 組織の役割

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組や，年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり，報告を受ける。

③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。

④ 緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

(1) 教員と児童及び保護者，さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。

(2) 児童の個人情報に配慮するとともに，教員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

(3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど，児童はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備し，保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

(4) 相談内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

(5) 児童や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底する。

② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ 全ての児童に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

⑤ ストレスを感じた場合，それを他人にぶつけるのではなく，運動や読書などで発散したり，誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。

⑥ 学校の教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に保障し，児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑦ 特別の教科道徳や学級活動に，いじめに関わる問題を取り上げ，いじめは人権侵害であり，絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。

⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり，決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに，インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また，県がネットパトロールを実施していること，インターネット上の写真や文書は消去が困難であること，刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

⑨ はぐくみグループ活動や代表委員会などにおいて，児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い，不適切な場合は指導する。

⑪ 教職員の言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう，細心の注意を払う。

⑫ いじめが解消したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，再発の可能性を踏まえ，折に触れて必要な指導を行う。

⑬ 児童が被災し，避難所に避難した場合でも，お互いが協力し合い，支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」「たかり」が行われている場合があるため，地域や保護者と連携し，児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

⑮ ポジティブな行動支援を積極的に行うことによって積極的な生徒指導を促し，一人一人の自尊感情を高めるとともに，自己肯定感や自己有用感，自己存在感を一層高め，子どもの日常の言動をよりよい方向に向けられるよう，支援を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し，保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

② 家庭や地域社会と連携して，いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに，必要に応じて警察・こども女性相談センター等との円滑な連携や情報の共有を図る。

③ はぐくみ保護者会や地域の関係団体とともに，いじめ問題について協議する機会を設け，いじめの根絶に向けて，地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見･早期対応の在り方

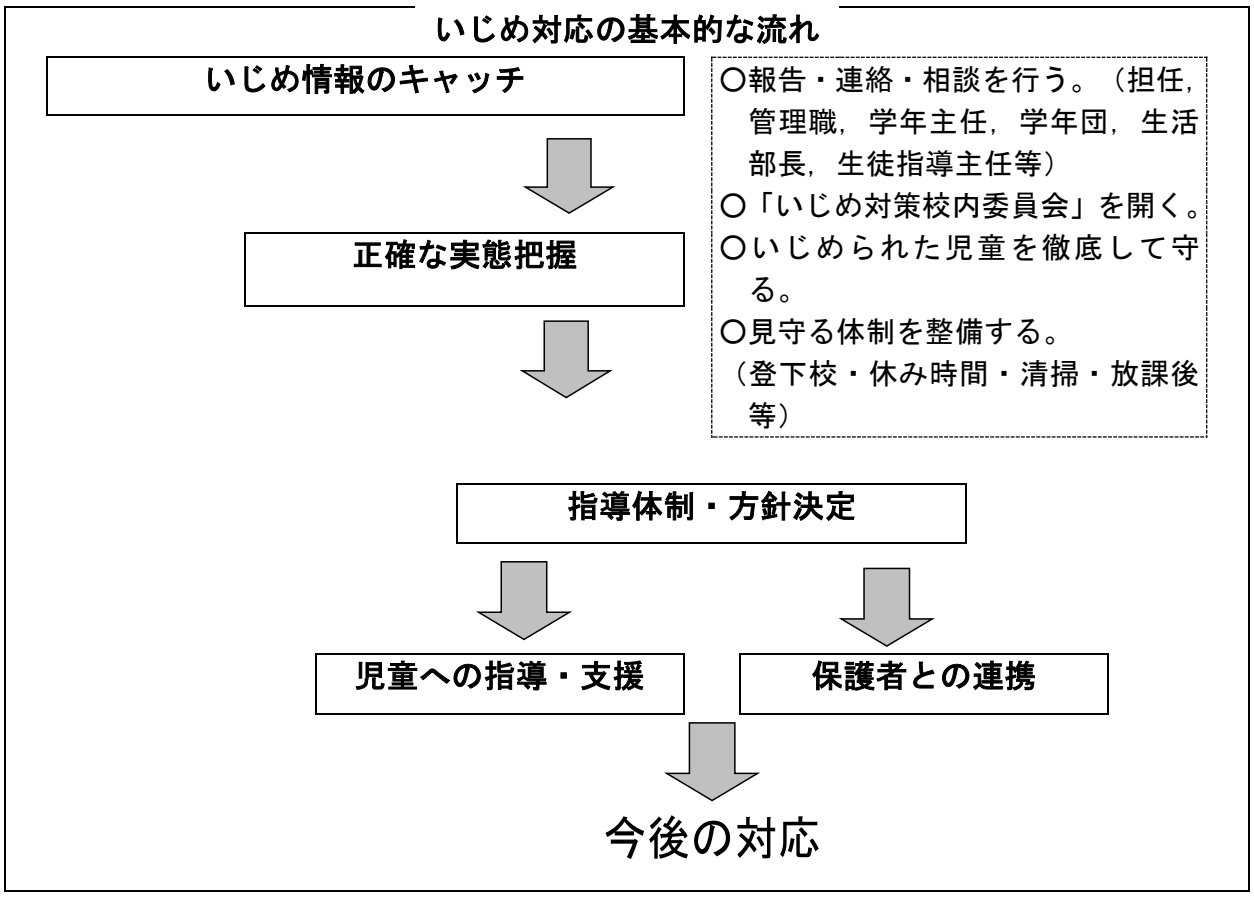

(1)　各学期の始業式及び入学式等において，すべての児童や保護者に対して，いじめを許さない学校の取組や，いじめを受けている児童を全力で守りぬくことを明らかにし，児童や保護者が学校を信頼し，安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。

(2)　「いじめ発見のための観察ポイント」等を使用しつつ，日常的にいじめの発見に努め，児童が発する危険信号を見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。

(3)　全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的に実施することに加え，「個別面談」，「日記や連絡帳」の記述等から，児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し，いじめの認知については，「いじめ対策校内委員会」において組織的に判断する。

(4)　いじめの把握にあたっては，教育相談担当教諭，養護教諭，スクールカウンセラー，特別支援教育コーディネーター等との連携に努める。特に，けが等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。

(5)　児童に絶えず声かけを行い，児童が日常使っている言葉や態度，遊び等に注意を払うとともに，気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。

(6)　児童が欠席や遅刻をしたり，けがをしていたりした場合は，必ずその理由を確認し，保護者と連絡を取る。

(7)　いじめについて訴えや情報があった時は，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し，附属学校部長に報告し，大学と適切な連携を図る。

(8)　加害者・被害者ともに心のケアができるよう，大学や支援学校の担当者，スクールカウンセラーなどとも連携をとり，迅速に対応できる体制づくりをしておく。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は，管理職の指示のもと，問題を軽視することなく，正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。

② 「いじめ対策校内委員会」において，速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに，認知したいじめへの対応方針を決定する。

③ 職員会議等を通じて，いじめの情報を共有し，対応方針について全教職員の共通理解を図る。

④ いじめを受けた児童，いじめを行った児童への具体的な支援や指導について，教職員一人一人の役割分担を明確化し，組織的に対応するとともに，保護者に対して適切に情報提供を行い，連携・協力を図る。

(2) いじめを受けた児童，保護者への支援

① いじめを受けた児童を徹底して全力で守りぬく。

② いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要な措置を講ずる。

③ 複数教員による家庭訪問を行う。

④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。

⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い，要望や相談には適切に対応する。

⑥ スクールカウンセラーの活用等，専門家による継続的な心のケアに取り組む。

⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめを行った児童への指導と保護者への助言

① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて，行為に対する十分な反省を促す。

② いじめを受けた児童を守る観点から，必要に応じて別教室等での学習を行わせる。

③ いじめの背景を考え，行為に対する責任を明確にし，再発防止に努める。

④ 複数教員で家庭訪問を行い，保護者に説明を尽くし，理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。

② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ，「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。

③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより，いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 大学等への報告と連携

① いじめを認知した場合は，学校長が速やかに附属学校部長に報告し，大学と適切な連携を図るとともに，いじめられた児童を守る観点から，必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。

② 事案によっては，大学，県教育委員会と連携し，スクールカウンセラー，生徒指導・教育相談を専門とする大学教職員，阿波っ子スクールサポートチーム等の派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

① 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，ためらうことなく早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。

② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。

③ ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも，次の二項が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

① 少なくとも３か月間を目安とする。いじめ対策校内委員会において，より長期な期間を設定できる。

② いじめを受けた児童が，心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施することも考えられる。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため，年に一回以上，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。(SWPBS 研修も含む)

8 重大事態への対処

いじめにより，児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じたり，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき，事実確認の結果を直ちに附属学校部長に報告するとともに，大学と連携して対処する。

9 取組の評価

(1) いじめ問題への取組等について，学校評価の項目に加え，自校の取組を評価する。

(2) PDCAサイクルの考え方に従い，年間計画で決めた期間の終わりには，「取組評価アンケート」等を実施し，その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

(3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には，その原因を分析し，次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10　年間計画

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1年	2年	3年
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 校内で周知（ポジティブな行動支援）	個人懇談 参観日	個人懇談 参観日	個人懇談 参観日
5月	アンケート調査 （2～6年） アンケート調査分析 問題行動の共通理解	オリエンテーリング	オリエンテーリング	オリエンテーリング
6月	アンケート調査 アンケート調査分析 校内研修 ハイパーQU	授業実践研修会 参観日	授業実践研修会 参観日	授業実践研修会 参観日
7月	アンケート調査 アンケート調査分析	水泳学習　野外学習 校外補導	水泳学習　野外学習 校外補導	水泳学習　野外学習 校外補導
8月		校外補導	校外補導	校外補導
9月	アンケート調査 アンケート調査分析	体育大会 美化奉仕活動 参観日	体育大会 美化奉仕活動 参観日	体育大会 美化奉仕活動 参観日
10月	アンケート調査 アンケート調査分析	遠足	遠足	遠足
11月	アンケート調査 アンケート調査分析	オープンスクール（人権教育） ブロック人権	オープンスクール（人権教育） ブロック人権	オープンスクール（人権教育） ブロック人権
12月	アンケート調査 アンケート調査分析	個人懇談	個人懇談	個人懇談
1月	アンケート調査 アンケート調査分析	参観日	参観日	参観日
2月	校内研修 アンケート調査 アンケート調査分析 ハイパーQU	送別行事	送別行事	送別行事
3月	アンケート調査 （1～5年生） アンケート調査分析 1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	参観日 卒業式	参観日 卒業式	参観日 卒業式

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	4年	5年	6年
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 校内で周知（ポジティブな行動支援）	個人懇談 参観日	個人懇談 参観日	個人懇談 参観日
5月	アンケート調査（2～6年生） アンケート調査分析 問題行動の共通理解	オリエンテーリング	オリエンテーリング	オリエンテーリング
6月	アンケート調査 アンケート調査分析 校内研修 ハイパーQU	授業実践研修会 牟岐宿泊学習 参観日	授業実践研修会 自然体験学習 参観日	授業実践研修会 参観日
7月	アンケート調査 アンケート調査分析	水泳学習 校外補導	水泳学習 校外補導	水泳学習 校外補導 自然体験学習
8月		校外補導	校外補導	校外補導
9月	アンケート調査 アンケート調査分析	体育大会 美化奉仕活動 参観日	体育大会 美化奉仕活動 参観日	体育大会 美化奉仕活動 参観日
10月	アンケート調査 アンケート調査分析	遠足	修学旅行	修学旅行
11月	アンケート調査 アンケート調査分析	オープンスクール（人権教育） ブロック人権	オープンスクール（人権教育） ブロック人権	オープンスクール（人権教育） ブロック人権 個人懇談
12月	アンケート調査 アンケート調査分析	個人懇談	個人懇談	
1月	アンケート調査 アンケート調査分析	参観日	参観日	参観日
2月	校内研修 アンケート調査 アンケート調査分析 ハイパーQU	送別行事	送別行事	送別行事
3月	アンケート調査（1～5年生） アンケート調査分析 1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	参観日 卒業式	参観日 卒業式	参観日 卒業式